

IV 障害のある人がいきいきと 暮らせるために

(障害者計画・第2期障害福祉計画)

<中間のまとめ>

平成20年12月

目次

第1章 障害者計画の基本理念	1
第1節 計画の法的位置づけ	1
第2節 計画の基本理念	1
第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり	3
第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備	3
1. 障害の早期把握・療育システムの構築	4
2. 障害児保育の充実	5
第2節 社会参加や就労の促進	7
1. 雇用・就労の促進	8
2. 生涯学習の充実	9
3. 社会活動参加の支援	10
第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり	12
第1節 理解と交流の促進	12
1. 啓発・交流活動の推進	13
2. ボランティア活動の推進	14
第2節 福祉のまちづくりの推進	15
1. 公共施設の整備改善	16
2. 移動・移送サービスの充実	16
3. 情報提供の充実	17
4. 防災・救護体制の充実	18
第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり	19
(第2期障害福祉計画)	19
第1節 重点施策と数値目標	19
1. 障害福祉計画の重点施策	19
2. 第2期障害福祉計画の数値目標	24
第2節 障害福祉サービス等の充実	26
1. 障害福祉サービスの必要量の見込み	26
2. 地域生活支援事業	34

第1章 障害者計画の基本理念

第1節 計画の法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障害のある人の状況等を踏まえて、障害のある人を支援する基本的な施策を定めた計画です。

なお、生活支援の諸サービスを中心として定めている「第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり」は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、平成21年度から平成23年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項、その他障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定めます。

これら2つの計画の見直しを合わせて行うものです。

第2節 計画の基本理念

平成15年3月に策定した「清瀬市福祉総合計画 IV障害のある人がいきいき暮らせるための計画」では、基本理念として次の事項を掲げていました。

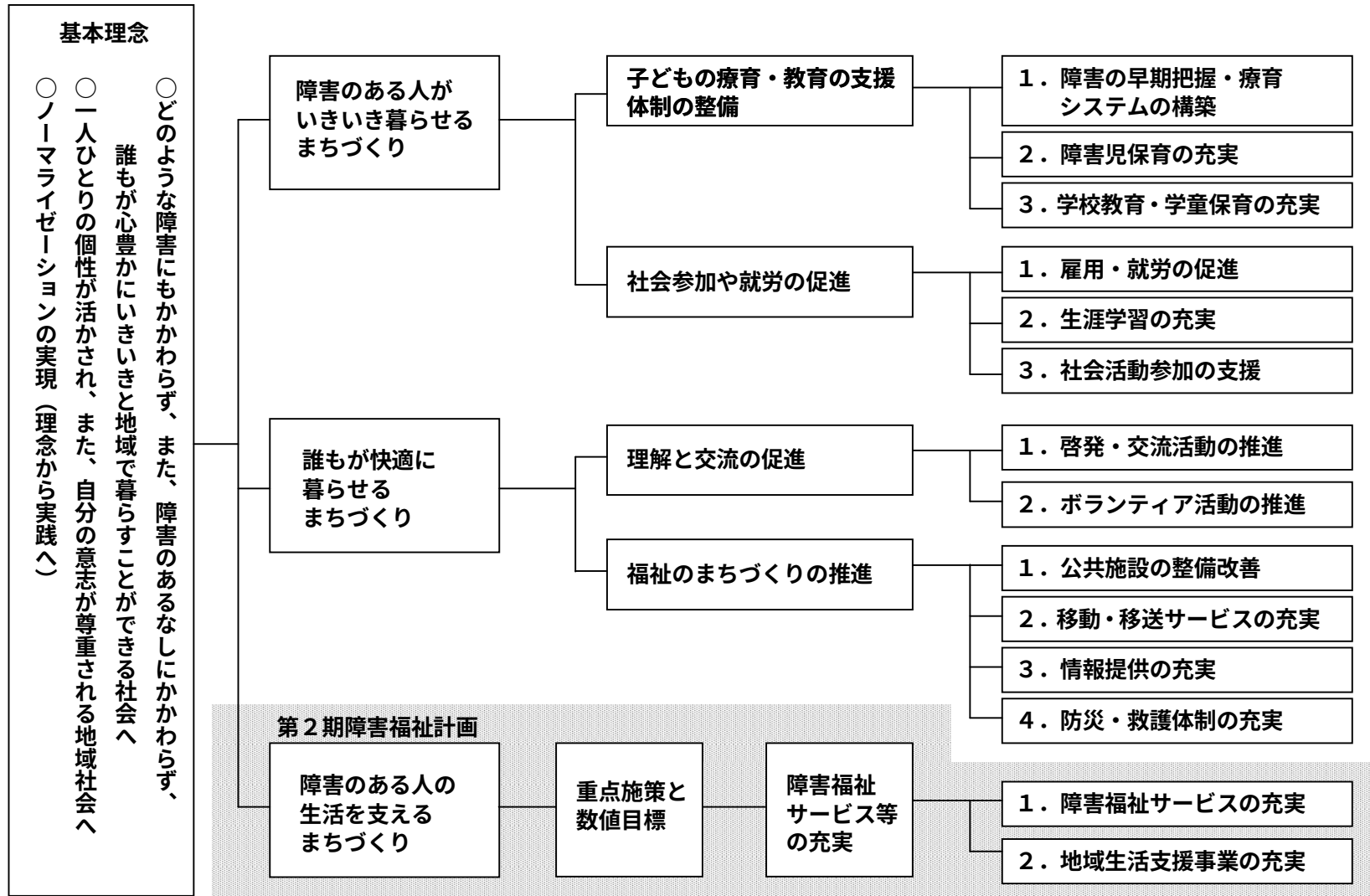
○ ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）

- ・一人ひとりの個性が活かされ、また、自分の意志が尊重される地域社会へ
- ・どのような障害にもかかわらず、また、障害のあるなしにかかわらず、誰もが心豊かにいきいきと地域で暮らすことができる社会へ

この間、平成16年6月の「障害者基本法」改正、平成17年10月の「障害者自立支援法」制定と平成18年4月以降の段階的な施行など、障害のある人の自立及び社会参加の支援等に関する理念やその実現に向けた関連諸法の整備が進められています。

こうした動向は、上記の理念でめざすところと方向は同じものです。そこで、本計画においても上記の理念を踏襲し、その実現のために、今後さらにきめ細かな施策の展開を図ります。

障害者計画・障害福祉計画 体系



第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり

第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備

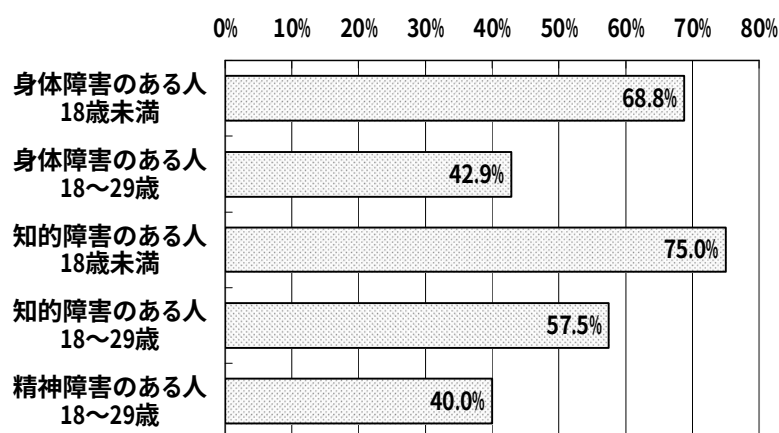
現状と課題

従来、十分な施策の対象とならなかった発達障害（広汎性発達障害、ADHD、学習障害等）のある子どもたちへの対応が、近年、大きな課題となっています。本市では、療育支援の対象となる子どもの数は増えており、年間30人以上になるものと推計されています¹。平成16年12月には「発達障害者支援法」が成立するなど法整備も進み、発達障害の早期発見・早期療育は、障害福祉分野だけでなく、母子保健や学校教育を含めた幅広い分野の連携と協力が求められています。こうしたなかで、市では平成21年度中に「（仮称）清瀬市子どもの発達支援・交流センター」を設置し、新たな療育支援の体制を整備します。本センターが療育支援の中核機関としての機能を果たすとともに、「健康センター」、「子ども家庭支援センター」と連携し、総合的な地域療育システムを推進することが必要です。

障害のある子どもたちの教育においては、平成19年4月から学校教育法に「特別支援教育」が位置づけられ、すべての学校において、障害のある子どもたちの支援をさらに充実していくこととなりました。障害のある人のアンケート調査でも「市に希望する障害者施策（問34）」として「障害のある子どもたちの可能性を大きく伸ばすような教育を進めること」が、特に18歳未満の人たちに重視されています。

問34 市に希望する障害者施策

「障害のある子どもたちの可能性を大きく伸ばすような教育を進めること」



¹ 「（仮称）清瀬市子どもの発達支援・交流センターの整備について【最終答申】（平成19年12月）」5頁参照。

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズが充足されるよう、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する必要があります。

1. 障害の早期把握・療育システムの構築

(1) 療育システムの構築

障害のある子どもの育成にあたっては、できるだけ早い時期に適切な療育を受けることが大切です。

市では、平成21年度中に「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」を開設します。このセンターを拠点として、さまざまな障害を抱えた子どもたち一人ひとりが、家族を含めて必要な時に必要な療育が受けられるよう、療育指導・地域支援・相談など、多様なサービスを提供できる総合的な地域療育システムを整備します。

(2) 早期発見・早期療育体制の充実

健康センターにおいて母子保健法に基づく乳幼児健診事業等を実施し、発達の遅れや発達の気になる子どもの早期発見に努めています。今後は、健康センターで実施する乳幼児健診事業と「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」とが連携し、療育を必要とする乳幼児への発達支援と、家族への支援が早期に実施できる体制を整備します。

(3) 健診後フォローと関係機関連携の充実

乳幼児健診後のフォローが必要な児童への対応を図るため、庁内関係部課による「清瀬市子ども発達相談・療育支援連絡会」が設置されています。今後は、「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」の開設に伴い、同センターの事業として開催します。

これにより、早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、さらに子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制が構築されることになり、虐待予防を含めた、就学前乳幼児の発達や療育における総合的な福祉を推進します。

2. 障害児保育の充実

(1) 障害児保育の充実

市内には、障害のある子どもの通園施設として、心身障害児通園施設の「市立竹丘学園」と、知的障害児通園施設の「日本社会事業大学付属子ども学園」がありますが、「市立竹丘学園」は平成21年度中に「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」として通園部門を含む総合的な機関となります。

また、保育園及び幼稚園については、市内全園で障害のある子どもの受け入れを実施しています。

今後も、子どもの多様性に応じてさまざまな受け入れ体制を充実していくとともに、「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」において障害のある子どもに対する理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図ります。

3. 学校教育・学童保育の充実

(1) 学びやすい教育環境の整備

障害のある子どもの能力とその可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加等に必要な力を育むためには、一人ひとりの個性や特性に応じたきめ細かな教育が必要です。こうした一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、学校教育法等の改正により平成19年4月から、それまでの養護学校等は「特別支援学校」に、特殊学級は「特別支援学級」となりました。

今後も、教育委員会、教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進します。

(2) 通級指導の実施

小・中学校の通常の学級に在籍している、比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態であり、本市では清瀬第8小学校に開設しています。引き続き通級指導を実施し、個々のニーズに応じた教育機会を提供します。

（３）教育部門・福祉部門・保健部門の連携

子どもの育成支援を充実させるだけでなく、障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進します。

（４）学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施

学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問して、ふれあい交流やボランティア活動を行うなど、福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進します。

また、「（仮称）清瀬市子どもの発達支援・交流センター」においては、実習生を積極的に受け入れるなど福祉教育の充実を図ります。

（５）障害児放課後等育成事業の実施

特別支援学校、特別支援学級に在籍する障害のある児童及び生徒を対象に、放課後、休日、長期の休暇を利用して、遊び、集団活動、訓練を行う障害児放課後等育成事業を実施しています。今後とも、本事業を継続し、地域社会が一体となって障害のある子どもの安全と自立、福祉の増進を図ります。事業の実施については、引き続き、清瀬わかば会と清瀬市障害者福祉センターに委託します。

第2節 社会参加や就労の促進

現状と課題

障害のある人たちが障害の種別にかかわらず、自ら望む生活を選択し、可能な限り地域での生活が続けるために、地域での支援体制を整備する必要があります。それには障害のある人たちを援護するだけでなく、さまざまな社会参加の機会を提供し支援することが重要であり、とりわけ「働く機会」の提供や支援は、経済的自立や社会的自立を実現するため重要な施策といえます。

障害のある人へのアンケート調査でも、「市に希望する障害者施策（問 34）」として「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が、特に 60 歳未満の人たちに重視されています。

問 34 市に希望する障害者施策

「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」



清瀬市を所管するハローワーク三鷹管内（三鷹市、武蔵野市、西東京市、東久留米市、清瀬市）における平成 19 年度の民間企業（常用労働者数 56 人以上で法定雇用率²適用）の障害者雇用率は 1.80%であり、国（1.55%）、東京都（1.46%）を上回ります。ここ数年は、毎年 0.05～0.08 ポイント増の上昇傾向にあります。いまだ法律が定める最低水準にとどまり、今後ともさらに障害のある人の雇用の促進が望まれています。

²「障害者の雇用の促進等に関する法律」により民間企業、国、地方公共団体が身体障害者または知的障害者を雇用しなければならないと義務付けられている割合。

	一般の 民間企業※	特殊法人	国 地方公共団体	都道府県の 教育委員会
法定雇用率	1.8%	2.1%	2.1%	2.0%

※常用労働者数 56 人以上規模の企業

障害者雇用率の推移

(%)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
全 国	1.46	1.49	1.52	1.55
東京都	1.35	1.40	1.44	1.46
三鷹所管内	1.62	1.67	1.72	1.80

市では、就労支援の独自機関として「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」を設置し、新たな体制を整備しました。就労支援の中核機関として十分にその機能を果たし、障害のある人の一般就労を促進するとともに、就労継続支援B型事業所等における就労意識の向上や障害のある人の経済的な地位の向上など、いわゆる「福祉的就労」の底上げを図るなど、障害のある人たちの自立と社会参加を推進する必要があります。

1. 雇用・就労の促進

(1) 清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実

障害のある人たちが「働く」ということについて、福祉作業所等での「福祉的就労」を中心にした支援にとどまりがちであり、一般の人たちと共に働く「一般的な就労」への支援体制づくりが大きな課題となっていました。

そこで市では、平成 19 年 7 月に「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」を設置し、地域における福祉対策と雇用対策をつなげる支援、あるいは福祉と雇用を合わせた新たな仕組みづくりの中核機関と位置づけ、その体制づくりを進めてきました。今後とも、ハローワーク、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労を支援する体制をより充実させます。

(2) 法定雇用率の維持・向上

市職員の障害者雇用率については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている法定雇用率以上の水準にあります。引き続きこの水準を維持するとともに、その向上に努めます。

(3) 授産製品の販路拡大

授産施設、就労継続B型事業所等の低い工賃を向上させることは全国的な課題となっています。パン等の一部の製品について、市役所及びワークル・きよせでは週に数回の販売機会を提供していますが、さらに多くの製品について、他の公共施設等へ機会を拡大するなど、販路の確保を支援します。

また、国や東京都の「工賃倍増 5 カ年計画」との連携を図るとともに、市の公共調達においては、競争性や公正性の確保に留意しつつ、物品購入や役務提供について授産施設、就労継続B型事業所等からの調達機会を増大させることや、市やその他事業者からの発注に関して複数の事業所・作業所等が協力して対応する「共同受注」体制を整備することなど、受注機会の拡大の支援を検討します。

(4) 作業所の新体系への移行の支援

現在、法外事業³として任意に運営されている作業所等について、障害者自立支援法による新体系の事業への移行が検討されているところですが、その運営基盤の脆弱性から、事業の継続そのものが困難な状況も見受けられます。そこで、市では適宜、相談に応じるとともに、事業を継続するためにも新体系への移行に関して、助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討します。

2. 生涯学習の充実

(1) 生涯学習の充実

障害のあるなしにかかわらず、多様化・高度化する市民のニーズにこたえ、「清瀬市長期総合計画」に基づき、生涯学習の機会と場の提供を図ります。

(2) ふれあい事業の充実

行事やグループ活動を通して社会参加や相互の理解を深め、地域生活をいきいきと過ごすことを目的として、障害のある青少年を対象とした「青年学級」

³ 障害者自立支援法等の法律に規定されていない任意、自主的に運営されている事業の通称。「法外施設」と称することもある。一方、法律に基づく事業・施設を「法内事業」、「法内施設」と通称されることが多い。

が実施されています。現状では、土曜日、日曜日を利用して実施されていますが、今後とも、こうしたふれあいの場を提供するとともに、利用者の意見・要望を聞きながら、さらに活動内容の充実を図ります。

（３）図書館サービスの充実

図書館において、対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスの実施、点字図書や大型活字本の収集、インターネットによる情報提供など、障害の状況に配慮したサービスが実施されていますが、さらにその拡充に努めます。

３．社会活動参加の支援

（１）障害者スポーツ、レクリエーションの充実

障害のある市民が市内でスポーツを楽しめる場を提供する機会として、年１回「スポーツ交流大会」などを実施していますが、これをさらに充実したイベントとして、地域交流の活性化を図ります。また、スポーツやレクリエーションに関する指導員の確保・育成を図るとともに、国や都が主催するスポーツ大会への参加を積極的に支援します。さらにスポーツ・レクリエーションの活動場所として、身近な地域資源が活用できるよう関係機関に働きかけます。

（２）文化・芸術活動の充実

作品展や音楽会の開催など、文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行います。

（３）市主催行事への参加促進

市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備します。

（４）自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用券交付事業の実施

現在、自動車ガソリン費の補助や福祉タクシー利用券の交付により、経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等を図っているところですが、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図ります。

第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり

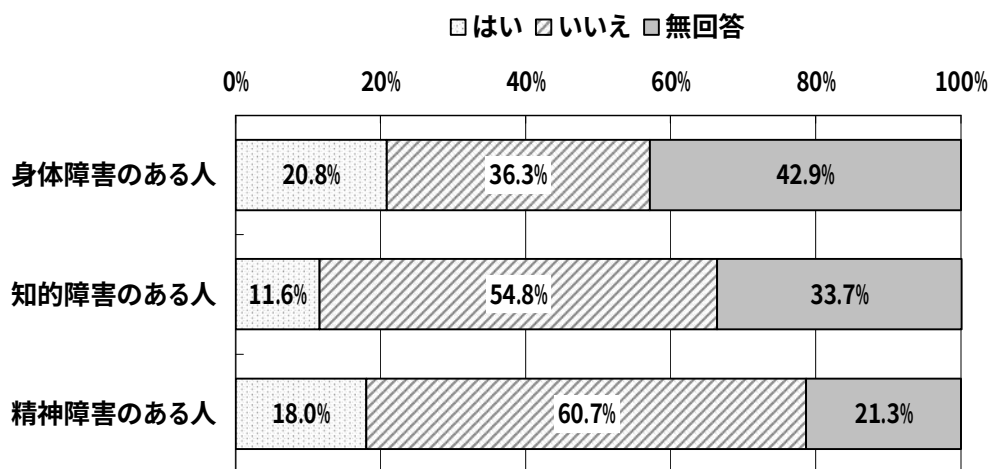
第1節 理解と交流の促進

現状と課題

障害のある人は特別な存在ではありません。誰もが、突然の事故や疾病などで、あるいは加齢にともなって、障害を有する状態になる可能性があるなかで生活しています。すべての市民がそのことを理解し、障害のある人の問題を自分自身の問題と受け止めていく必要があります。「清瀬市福祉総合計画 IV障害のある人がいきいき暮らせるための計画」では、基本理念として「ノーマライゼーションの実現（理念から実践へ）」を掲げていました。

しかし、障害のある人へのアンケート調査では「共生社会（ノーマライゼーション）は清瀬市民に十分理解されていると思いますか（問32）」との設問に対し、多くの人が「いいえ」と回答しています。

問32 共生社会（ノーマライゼーション）は清瀬市民に十分理解されていると思いますか。



地域で生活する人々がともに理解しあい、支え合いながら、豊かな生活をおくるためには、身近な地域での自然な交流の積み重ねが大切です。こうした積み重ねとして、地域の人々と学校・ボランティア・民間福祉団体等の交流活動への支援、あるいはボランティア養成への支援、障害者団体や保護者会等の団体への支援を進めていく必要があります。また、障害のある市民の意見を反映し活かしていくため、各種審議会や協議会など様々な機会を通じ、障害のある市民自身の参画を推進していく必要もあります。

1. 啓発・交流活動の推進

(1) とともに活動する機会の増大

障害のある市民も、ない市民も互いに認め合い、支え合いながら地域で暮らしていくためには、子どもの頃から、日常的なかかわりあいの中で暮らすことが大切であり、障害のあるなしにかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努めます。

(2) 啓発・広報活動の充実

ノーマライゼーションの理念を、市民一人ひとりが理解し、実践していくためには、障害や障害のある人のことをよく知った上で理解や気配りをしていくことが必要であり、こうしたことを促進する啓発・広報活動を継続的に実施します。

また、現在、市ホームページにおいて、各種福祉施策や行事等の情報を掲載していますが、今後とも、障害者福祉に関する情報を発信し、市民に対する広報・啓発を充実します。

(3) 地域と施設の交流促進

市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援します。

(4) 「障害者週間」の普及・啓発活動の充実

障害者基本法に規定される「障害者週間（12月3日～9日）」の趣旨について広く周知を図り、障害のある人の福祉について、市民の関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるような事業を実施するなど、その普及と啓発を充実します。

(5) イベント等による市民交流

市内の福祉関係団体やボランティア団体を中心となって、多くの市民が相互にふれあい、福祉への理解が深まることを目的として、福祉まつりが開催され

ていましたが、今後もイベントやボランティア体験等、障害のあるなしにかかわらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくっていきます。

２．ボランティア活動の推進

（１）ボランティア活動への総合的な支援

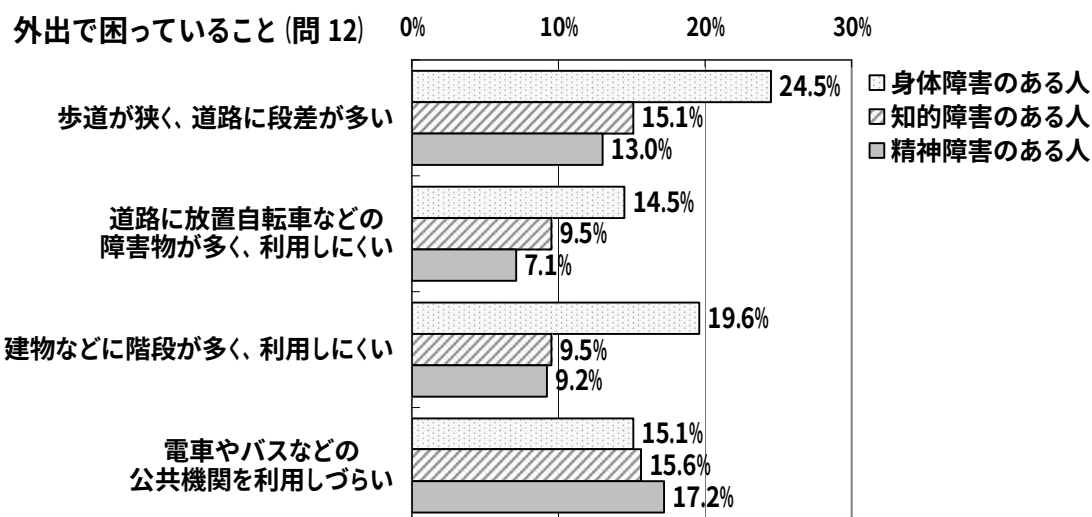
地域で福祉活動を進めていくためには、行政が実施する公的なサービスだけではなく、市民によるボランティア活動を充実させていくことが大切です。清瀬市社会福祉協議会では、市民活動センター内に「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアに関する講座の開催や障害のある人を支援するボランティア活動の参加者を募集など、ボランティアを希望する市民とボランティア活動とをつなげる役割を果たしています。今後とも、ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。

第2節 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

平成 18 年 12 月、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が統合され、より拡充した内容の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。本市においてもバリアフリー化をさらに進め、だれもが暮らしやすいまちづくりをめざすことが求められています。

しかし、障害のある人のアンケート調査では、「外出で困っていること（問 12）」として「物理的なバリア」を指摘する回答が少なくありません。



障害のある人のみならずすべての市民が安心して暮らし、社会参加できるようなバリアフリー環境を整備する必要があります。

さらに「物理的バリア」だけでなく、「情報バリア」についても十分に考慮し、障害のある人が豊かな生活を送るために情報を資源として活用できるよう、その体制を整備する必要もあります。

また、昨今、各地で自然災害が発生しています。地域全体が被災者となってもなお、障害のある人を「災害時要援護者」とさせないための対策ならびに体制の整備を図り、市全体における福祉のまちづくりを総合的に推進していくことが求められています。

1. 公共施設の整備改善

(1) 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」及び「同条例施設整備マニュアル」に基づいてバリアフリー化を進めてきました。引き続きバリアフリー化を推進するとともに、新規施設については計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討するなど、当事者及び関係機関と事前協議・意見調整を十分に行い、実際に利用者が利用しやすい施設等の整備に努めます。

(2) 歩行環境の整備

歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、障害のある人をはじめ誰もが安全に通行できる歩行環境を整備します。また、通行の妨げとなる放置自転車や不法看板等については、市民の理解・協力を求め、安全に通行できる歩行環境を整備します。

(3) 公共交通機関事業者への要望

継続的な協議と交渉を経て、西武鉄道秋津駅にエレベーター、エスカレーターが設置されました。引き続き鉄道事業者には、障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者には、ノンステップバスの導入や行き先の電光表示、停留所の整備などについて要望を行います。

2. 移動・移送サービスの充実

(1) コミュニティバスによる利便性の向上

市では、公共交通の不便な地域を中心に、日常的な交通手段の確保及び高齢者や障害のある人の交通手段の確保のために、平成 19 年 1 月からコミュニティバス「きよバス」の運行を開始しています。車両は、低床型で車いす利用に対応しています。今後は、市民に親しまれ多くの方に利用されるよう利用の促進に努めるとともに、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討します。

(2) 障害者専用駐車スペースの確保

公共施設等の駐車場においては、建物入口付近に障害のある人専用あるいは障害のある人が優先して使用できる駐車スペースを確保しています。今後とも、公共施設だけでなく、多くの市民が利用する公共的な建築物についても、障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求めます。

(3) 有償運送事業者への支援

有償運送サービスを実施している事業者に対して支援を行い、外出に支援を必要とする市民の移動の円滑化を図ります。

3. 情報提供の充実

(1) 行政情報の提供体制の充実

市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して、必要な情報が必要な人に行きわたるよう、その提供体制を充実します。

(2) 情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討

障害のある人によるICT（情報通信コミュニケーション技術）の利用は、コミュニケーションのための道具としてだけでなく、様々な情報を発信し、活用することで社会生活への参加や自立を促進する重要な手段となりえます。今後とも、インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討します。

(3) 市役所の窓口対応における配慮

市役所内の窓口において、車いす使用者に配慮したロー・カウンターを設置していますが、聴覚障害者や視覚障害者等、障害の状況に配慮したより利用しやすい窓口となるよう、具体的な方策を検討します。

(4) 障害者相談員への情報提供と相談活動の充実

地域における身近な相談者である身体障害者相談員・知的障害者相談員に対

して、必要な情報提供等の支援を行うことで、障害のある人に適切な情報が伝達されるとともに、相談員による相談活動の充実を図ります。

(5) 民生委員・児童委員への情報提供と相談活動の充実

地域の社会福祉の増進に努めている民生委員・児童委員に対して、必要な情報提供等の支援を行うことで、障害のある人に適切な情報が伝達されるとともに、民生委員・児童委員による相談活動の充実を図ります。

4. 防災・救護体制の充実

(1) 防災危機管理体制の確立

災害時において、体育館や公民館など一般の施設での避難生活が困難な障害のある人たちの避難施設として、市では、障害者福祉センター、子ども家庭支援センター等での受け入れ態勢を整備しています。また、清瀬療護園等福祉施設でもいざという時のために、障害者の受け入れ態勢を整えています。今後とも、地域防災計画との連携を強化し、障害のある人など災害要援護者となる人たちを援護するための地域体制を整備します。

また、防災関係組織との協力体制を一層強化し、防災意識を啓発する防災訓練や災害活動ボランティアの育成を図るなど、地域の防災体制を整備します。

(2) 緊急通報システム、福祉電話

重度身体障害者で一人暮らし等である人に対して、家庭内で病気や事故等の緊急事態になった場合に、無線発信機を用いて協力員宅へ通報するシステムを貸与しています。また、外出困難な重度身体障害者については、緊急の連絡用に福祉電話の貸与及び電話の使用料の補助を行っています。今後とも、制度を周知し、必要とする人が制度を利用できるように図ります。

(3) 聴覚障害者用 F A X 通報システム

障害福祉課内に聴覚障害者用 F A X を設置し、緊急時における連絡等に使用しています。今後とも、本システムを利用し、迅速に必要な情報を提供します。

第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり (第2期障害福祉計画)

第1節 重点施策と数値目標

1. 障害福祉計画の重点施策

(1) 第1期計画における重点施策とその進捗

第1期障害福祉計画では、次の4項目の重点施策を掲げ、平成19年度～平成20年度における短期的な整備目標として、その推進を図ってきたところです。

重点施策1 清瀬市障害者就労支援センターの設置

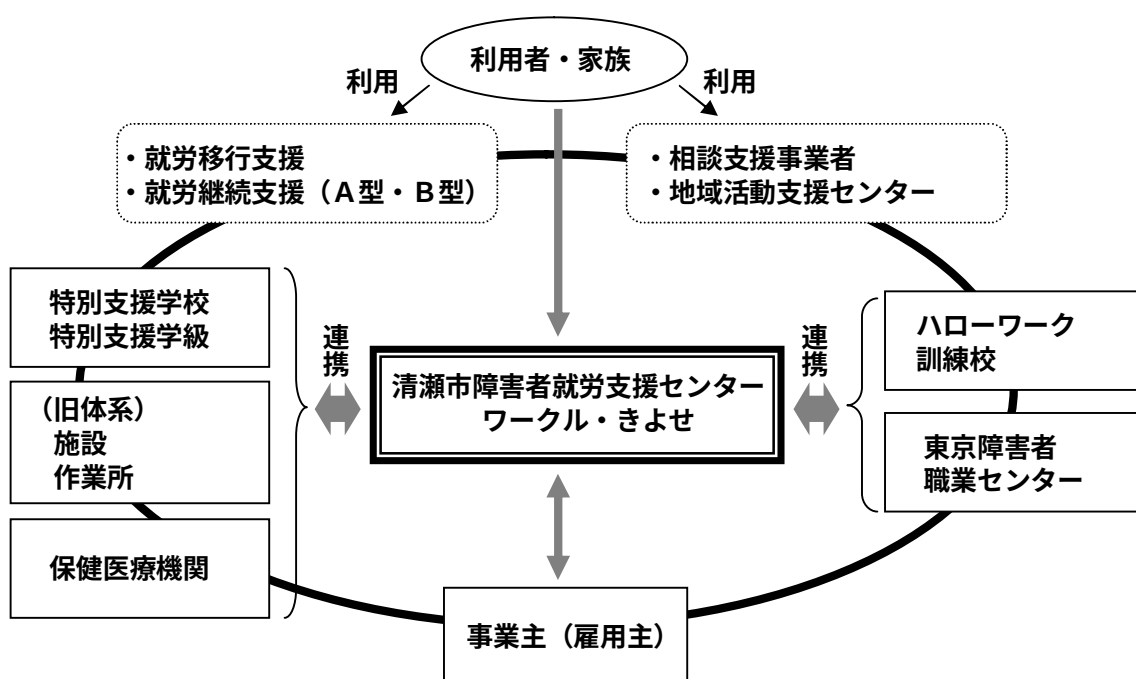
重点施策2 相談支援事業の充実

重点施策3 子ども発達支援療育等体制の充実

重点施策4 自立訓練事業の充実

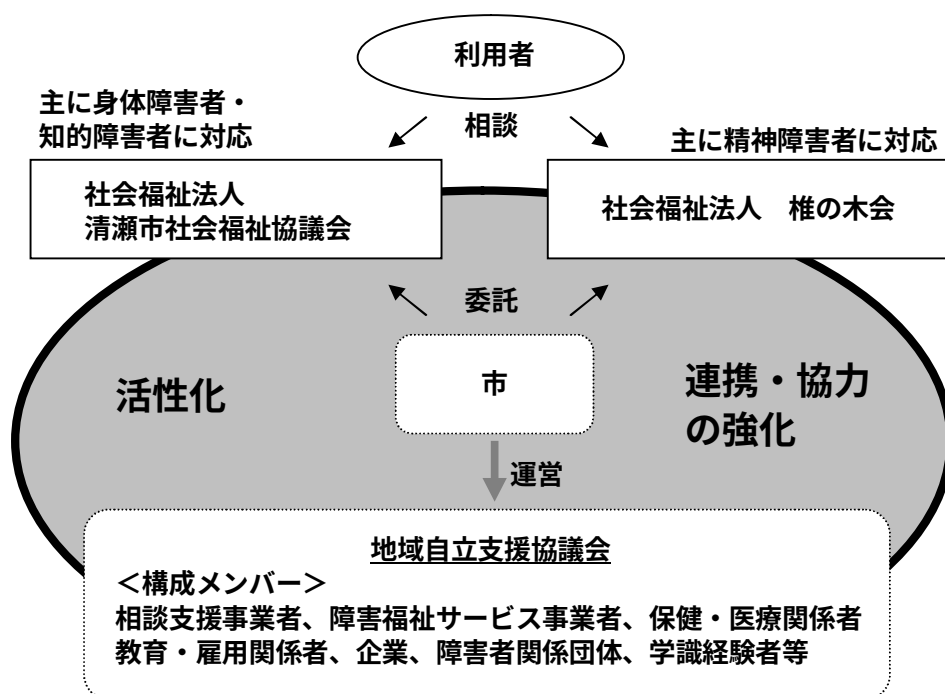
「重点施策1 清瀬市障害者就労支援センターの設置」については、平成19年7月に「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」を開設し、これを就労支援の中核機関とする新たな体制を整備しました。

■ 清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワーク



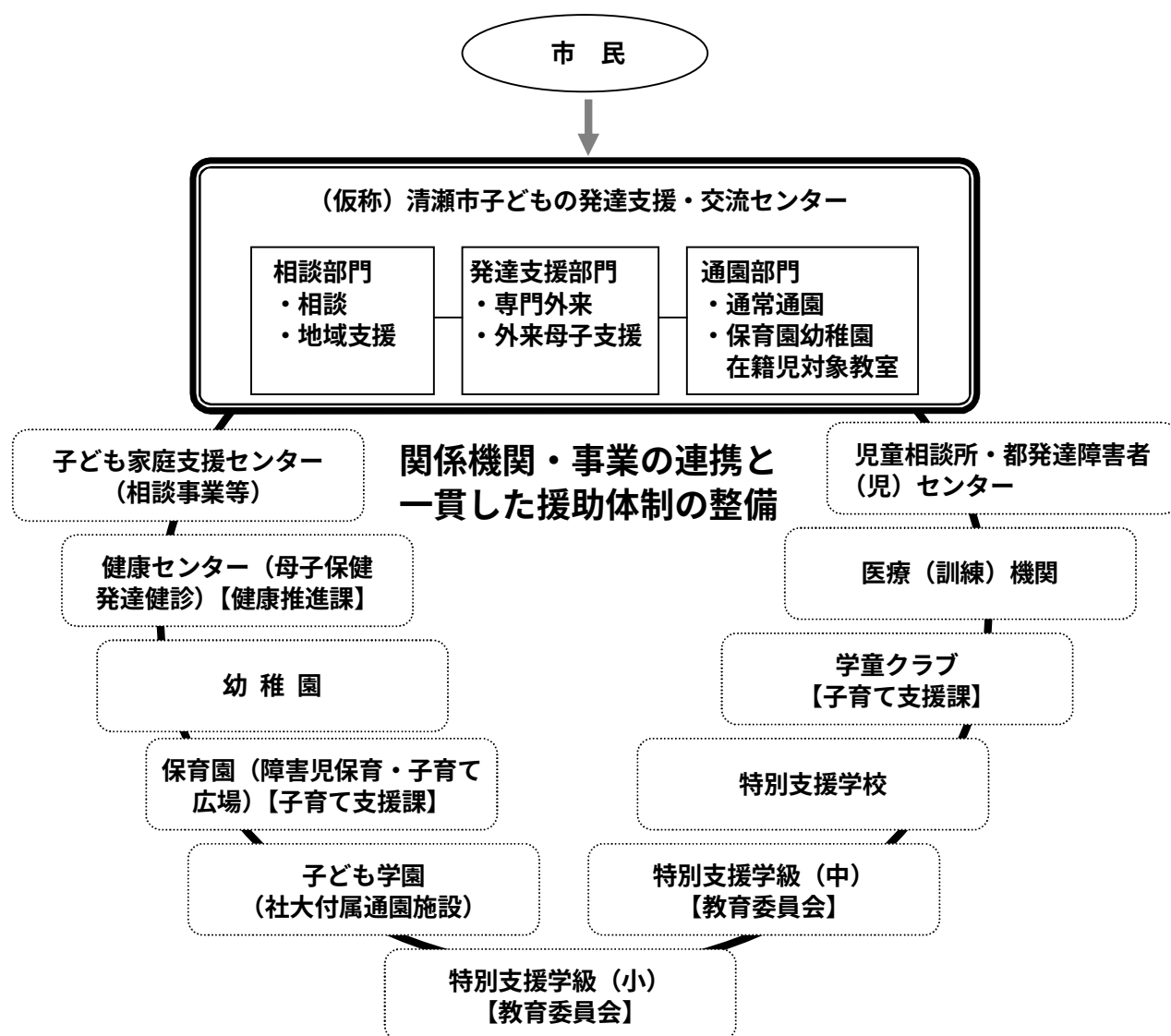
「重点施策2 相談支援事業の充実」については、計画どおりに相談支援事業を2事業者へ委託し、実施体制を整備しました。今後は、平成20年3月に設置した「地域自立支援協議会」が、地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担うべく機能を活性化し、同協議会の構成員である相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等の連携・協力を強化することが課題となっています。

■ 相談支援体制



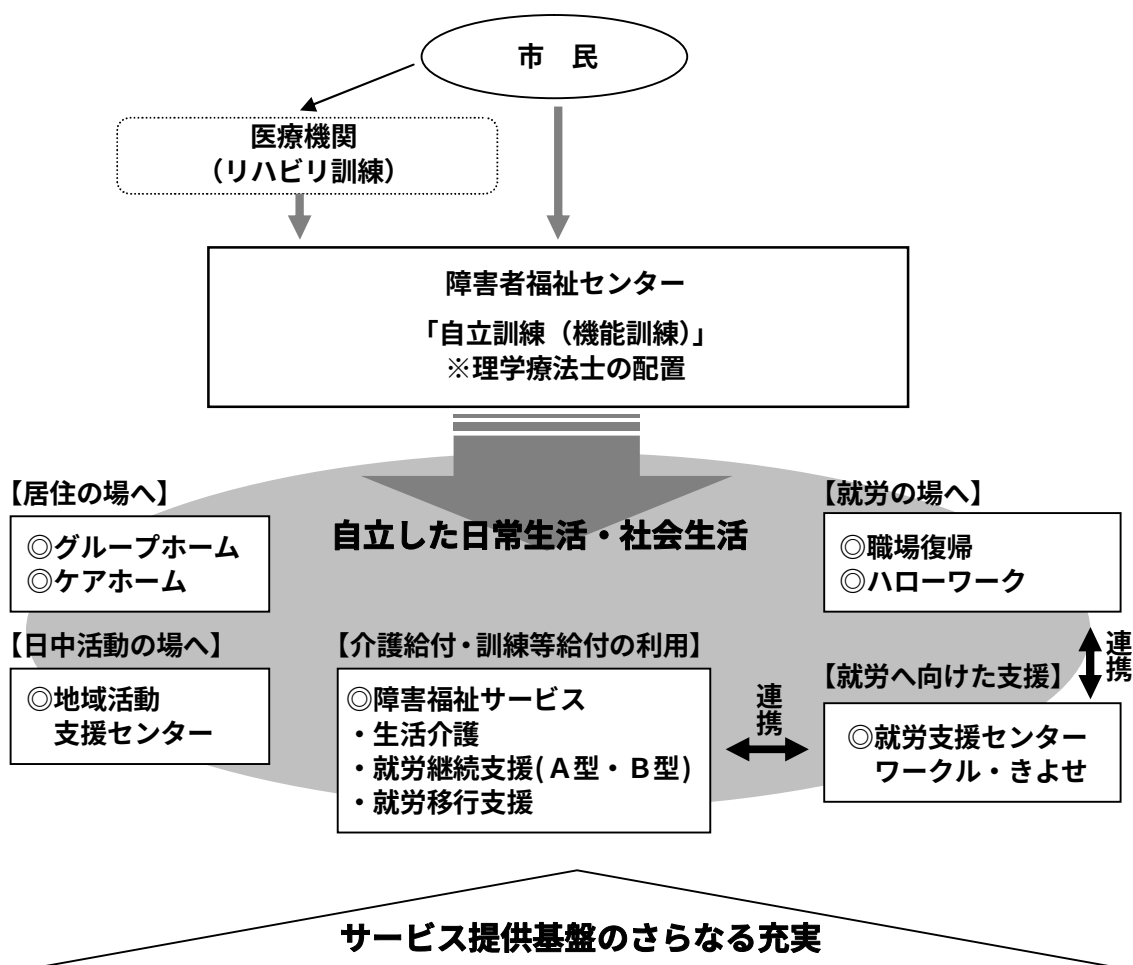
「重点施策3 子ども発達支援療育等体制の充実」については、平成21年度中に「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」を開設することが決定しています。これにより、早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「(仮称)清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、さらに子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制が構築され、虐待予防を含めた、就学前乳幼児の発達や療育における総合的な福祉を推進する体制が整備されます。

■ 子ども発達支援療育体制



「重点施策4 自立訓練事業の充実」については、計画どおりに障害者福祉センターへ理学療法士を配置し「自立訓練（機能訓練）」を実施しています。今後は、訓練後の自立した日常生活・社会生活を実現するために、障害福祉サービス等を提供する基盤を、さらに充実することが課題です。

■ 「自立訓練」から「自立した日常生活・社会生活」への移行



(2) 第2期計画における重点施策

上記の進捗状況と今後の課題を考慮し、第2期計画の重点施策として次の3項目を設定します。

重点施策1 地域自立支援協議会の活性化

上述のとおり、本市の地域自立支援協議会は、平成20年3月に設置されたばかりで、その活動はいまだ緒についたばかりです。本計画では、相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な機関として、これを活性化し、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議など、その機能を十分に発揮させ期待される役割を担うための積極的な運営を展開します。

また、障害のある人に対する虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要であることから、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等についても、地域自立支援協議会において検討します。

重点施策2 居住系サービスの整備強化

入所・入院していた障害のある人の地域移行にともない、「居住の場」の確保が重要な課題となります。本計画では、居住系の障害福祉サービスである「グループホーム」、「ケアホーム」の整備をさらに進め、地域生活の基盤となる居住の場を確保します。

重点施策3 事業者の新体系への移行支援によるサービス提供基盤の充実

平成18年4月から段階的に施行された障害者自立支援法により、障害のある人を支援する各サービスが新しい体系に再編されました。しかし、日中活動系及び居住系のサービスは、いまだ経過措置による移行期にあり、多くのサービスが旧体系により提供されています。

サービス提供事業者へのヒアリングでは、サービス提供に係る基準・規則等と実際の利用者の状況が適合しない、あるいは低いサービス報酬により非常に

厳しい運営を迫られている、などの意見が出されていきました。個々にみれば脆弱な運営基盤である事業者もあり、地域でいかに連携・協力していくかが非常に重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえつつ、本格的な施行から 3 年目を迎える障害者自立支援法の制度の周知と浸透により、さらにサービスニーズが高まることも予想されることから、本計画においては、新体系に移行する事業者等への相談に応じ、また、支援することで、着実かつ、計画的にサービス提供基盤の整備を図ります。

2. 第 2 期障害福祉計画の数値目標

第 1 期障害福祉計画では、国の「基本指針」及び東京都の「基本的考え方」をもとに、「1 入所施設の入所者の地域生活への移行」、「2 入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「3 福祉施設利用者の一般就労への移行」の 3 項目について数値目標を設定しています。あらたに第 2 期計画策定に向けて国が示した「基本指針」においても、この数値目標の考え方については「基本的には変更しない」としていることから、本計画においても、第 1 期計画の目標を次のとおり踏襲することとします。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考 え 方
平成 17 年 10 月 1 日の 施設入所者数	89 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 23 年度目標値 地域生活移行者	9 人	施設入所からグループホーム・ケアホームへの移行者数（上記施設入所者数の 1 割以上）

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項 目	数 値	考え方
退院可能精神障害者数	29人	「平成14年患者調査」をもとに東京都 が市町村人口比で按分した暫定的な対 象者数
平成23年度目標値 退院者数	15人	上記対象者数の5割以上

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	数 値	考え方
平成17年度の 年間一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し て一般就労した者
平成23年度目標値 一般就労移行者数	4人	平成17年度実績の2倍以上

第2節 障害福祉サービス等の充実

1. 障害福祉サービスの必要量の見込み

(1) 訪問系サービス

① サービス内容と利用実績等

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施される「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。各サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内容等
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。 対象者：障害程度区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。 対象者：障害程度区分4以上で所定の項目に該当する方。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上困難があり、常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護を行います。 対象者：障害程度区分3以上で所定の項目に該当する方
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方につき、サービスを包括的にを行います。 対象者：障害程度区分6で所定の項目に該当する方

第1期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

訪問系サービス		平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込量	6,044 時間分	6,769 時間分	7,581 時間分
	実績	5,732 時間分	6,029 時間分	6,760 時間分

※各年度10月利用分。平成20年度は参考値として4月の支給決定分を記載。以下同様。

平成 15 年度支援費制度開始移行、ホームヘルプサービスの利用が伸びていたことから、引き続き利用が増大するものと潜在するニーズの顕在化を大きく見込みすぎたこと、また、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、サービス対象となる状態の利用者が少数だったことなどから、実績が見込量を下回っています。しかし、利用量は増加の基調で推移しています。

②サービス必要量の見込み

上記の実績を勘案し、また、今後、推進される施設や病院からの地域移行を勘案して、平成 23 年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

訪問系サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	利用人数	83 人	91 人	100 人
行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間	7,580 時間分	8,030 時間分	8,490 時間分

※各年度 10 月利用分。以下同様。

③サービス必要量を確保するための方策

平成 20 年 9 月末現在で、本市をサービス提供地域とする事業所数は 29 事業所です。概ね上記サービス見込量は確保できるものと考えられますが、これまでのところ利用実績の少ない精神障害者へのサービス、あるいは行動援護や重度障害者等包括支援など、利用者ニーズの動向を注視しつつ、サービス提供基盤の整備を図ります。

さらに、サービスの質の向上への取組みも不可欠であり、ヘルパーの研修等を充実させていくことも検討します。

（２）日中活動系サービス

①サービス内容と利用実績等

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、「介護給付」として実施される「生活介護」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所」と、「訓練等

給付」として実施される「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」があります。各サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。障害程度区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である方及び年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である方を対象とします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分6の方及び筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって障害程度区分5以上の方を対象とします。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	内容等
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に 65 歳未満である方に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方、あるいは一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

第 1 期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

日中活動系サービス		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活介護	見込量	1 人分	28 人分	49 人分
	実績	1 人	39 人	33 人
療養介護	見込量	8 人分	8 人分	8 人分
	実績	0 人	0 人	0 人
児童デイサービス	見込量	4 人分	4 人分	7 人分
	実績	人	人	人
短期入所	見込量	6 人分	8 人分	10 人分
	実績	14 人	14 人	14 人
自立訓練（機能訓練）	見込量	0 人分	6 人分	6 人分
	実績	0 人	0 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	見込量	1 人分	3 人分	6 人分
	実績	0 人	1 人	1 人
就労移行支援	見込量	0 人分	1 人分	2 人分
	実績	2 人	9 人	12 人
就労継続支援（A型）	見込量	0 人分	1 人分	1 人分
	実績	0 人	1 人	1 人
就労継続支援（B型）	見込量	0 人分	16 人分	32 人分
	実績	5 人	27 人	36 人

新しいサービス体系への移行後の利用者ニーズが把握しづらかったこと、あるいは事業者の新体系への移行が見込どおりに実施されなかったことなどから、見込量と実績が乖離しているサービスが多く見られます。こうしたなかにあつて、「短期入所」、「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」は見込量を上回る実績となっています。

②サービス必要量の見込み

上記の実績を勘案し、また、今後、推進される施設や病院からの地域移行や就労ニーズの高まりなどを勘案して、平成23年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

日中活動系サービス	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	37人分	40人分	150人分
療養介護	1人分	2人分	3人分
児童デイサービス	120人日分	180人日分	300人日分
	10人分	15人分	25人分
短期入所	90人日分	95人日分	50人日分
	14人分	18人分	20人分
自立訓練（機能訓練）	2人分	6人分	6人分
自立訓練（生活訓練）	4人分	10人分	14人分
就労移行支援	12人分	15人分	21人分
就労継続支援（A型）	1人分	2人分	3人分
就労継続支援（B型）	72人分	112人分	136人分

③サービス必要量を確保するための方策

本市には、多くの障害者施設が設置されていることが大きな特徴となっていますが、今後とも、利用者ニーズの動向及びサービス提供事業者の新体系への移行の動向等を継続的に注視し、効率的、効果的に需要と供給が結びつくようサービス提供基盤の整備を図ります。

さらに、サービス提供事業者間のネットワークを構築するなど、利用者が必要とするサービスを有効に提供できる体制づくりを推進します。

(3) 居住系サービス

① サービス内容と利用実績等

住まいの場となる「居住系サービス」には、介護給付として実施される「施設入所支援」、「共同生活介護（ケアホーム）」と、訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」があります。各サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内容等
共同生活介護 （ケアホーム）	障害程度区分 2 以上の知的障害者及び精神障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	知的障害者及び精神障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

第 1 期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

居住系サービス		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）	見込量	29 人分	34 人分	34 人分
	実績	32 人	36 人	40 人
施設入所支援	見込量	0 人分	5 人分	45 人分
	実績	1 人	10 人	8 人

「共同生活介護（ケアホーム）」及び「共同生活援助（グループホーム）」は、基盤の整備が進行していることから見込量をやや上回る水準で推移しています。「施設入所支援」については、事業者の新体系への移行が見込どおりに実施されなかったことなどから、見込量と実績が乖離しています。

② サービス必要量の見込み

上記の実績を勘案し、また、今後、推進される施設や病院からの地域移行を勘案して、平成 23 年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

居住系サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）	54 人	59 人	69 人
施設入所支援	10 人	10 人	83 人

③サービス必要量を確保するための方策

「共同生活介護（ケアホーム）」及び「共同生活援助（グループホーム）」については、施設入所者の地域生活への移行や退院可能な精神障害者の意向及び動向を継続的に注視し、新たな担い手を募集・確保するなど、効率的、効果的に需要と供給が結び付くようサービス提供基盤の整備を図ります。

施設入所支援に関しては、事業者の移行時期・寄稿するサービス等に関する動向、ならびに利用ニーズの動向等を継続的に把握し、必要に応じて対応していきます。

（４）指定相談支援

①サービス内容と利用実績等

支給決定を受けた障害者で、特に計画的な支援を必要とする者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整：サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）等を受けた場合、サービス利用計画作成費が支給されます。このサービス利用計画作成費については、利用者負担はありません。

第 1 期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

施設や病院からの地域移行の進捗状況から、本サービスの対象となる利用者が少なく、実績が見込量を下回りました。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
指定相談支援	見込量	0 人分	5 人分	5 人分
	実績	0 人	0 人	0 人

②サービス必要量の見込み

上記の実績を参照し、また、今後、推進される施設や病院からの地域移行を勘案して、平成 23 年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
指定相談支援（サービス利用計画の作成）	5 人	5 人	5 人

③サービス必要量を確保するための方策

指定事業者の確保を図るとともに、地域自立支援協議会を中核とした地域資源のネットワークを構築し、総合的、専門的な相談支援が実施できる体制を整備します。また、サービスの利用斡旋、調整、モニタリングにわたる一連の支援が継続的に提供されるよう、人材育成等を支援します。

（５）その他

① 補装具費の支給

障害のある人の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）に関して、補装具費として購入費、修理費が支給されます。利用者負担は 1 割の定率負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

② 自立支援医療

自立支援医療は、障害のある人が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は 1 割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にもひと月当たりの負担に上限額が設定するなどの負担軽減策が講じられています。

２．地域生活支援事業

（１）相談支援事業

①相談支援

障害のある人の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人本人、あるいは保護者、介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

指定相談支援事業者である「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 椎の木会」に委託して事業を実施しています。「社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会」は、主に身体障害者・知的障害者を対象に、「社会福祉法人 椎の木会」は、主に精神障害者を対象としています。なお、両事業者には、相談支援機能強化事業として、専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）の配置を求め、相談支援機能の強化を図っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援 実施事業所数	2 か所	2 か所	2 か所

② 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」を設置しています。市が運営主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等を構成員とし、年２回程度の定例的な会議と具体的な事例を検討する専門部会を開催します。

地域自立支援協議会が担う機能と次のとおりです。

- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善

また、障害のある人に対する虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要であることから、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等についても、地域自立支援協議会において検討します。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
住宅入居等支援事業 実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な場合、その全部又は一部を助成します。本市では、「きよせ権利擁護センター」等、関係機関と連携しながら、支援を進めていきます。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
成年後見制度利用支援事業 実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

（２）コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

（３）日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

利用者負担は、基準額の 10%です。ただし、自立支援給付の補装具との月額

上限設定があります。

日常生活用具給付等事業	
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器など
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、児童消火器など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器など
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
住宅改修費	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

日常生活用具給付等事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	8 件	8 件	8 件
在宅療養等支援用具	6 件	6 件	6 件
情報・意思疎通支援用具	8 件	8 件	8 件
排せつ管理支援用具	1,107 件	1,100 件	1,100 件
住宅改修費	2 件	2 件	2 件

（４）移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出で、サービス利用の 10%の利用者負担があります。ただし、地域生活支援事業の一部及び自立支援給付の一部との月額上限設定があります。また、低所得者区分（低所得 1 及び 2）の方は、サービス利用料が 3%に軽減されます。

第 1 期計画期間における利用状況を見ると、利用人数、利用時間ともに伸びており、今後とも、さらなる伸びが見込まれます。

移動支援事業		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用人数	見込量	31 人分	34 人分	37 人分
	実績	30 人	35 人	76 人

移動支援事業		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用時間	見込量	119 時間	136 時間	148 時間
	実績	422.4 時間	470.1 時間	1329.5 時間

※20 年度の数値は支給決定数です。

上記の実績を勘案し、平成 23 年度までのサービス必要量を次のとおり見込みます。

移動支援事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	45 人	50 人	55 人
利用時間	550 時間	600 時間	650 時間
実施見込事業所数	28 か所数	28 か所数	28 か所数

(5) 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

相談支援と同様に、「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」と「社会福祉法人 椎の木会」に委託し、2 箇所事業を実施します

地域活動支援センター事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施事業所数	2 か所	2 か所	2 か所

(6) その他の事業

①奉仕員養成研修事業

コミュニケーション支援事業の実施を担う人材として、手話通訳者・要約筆記者等を養成・確保して、事業の円滑な実施を図ります。

②更生訓練費

身体障害者更生援護施設に入所している障害のある方に対し、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。

③生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の方であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

利用者負担は、サービス利用料の 10%ですが、地域生活支援事業の一部及び自立支援給付の一部との月額上限設定があります。また、低所得区分（低所得 1 及び 2）の方は、サービス利用料は 3%に軽減されます。

④自動車運転免許取得・自動車改造費事業

一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。また、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

⑤重度障害者緊急通報システム事業

重度身体障害者で一人暮らし等である方に対して、家庭内で病気や事故等の緊急事態になった場合に、無線発信機を用いて協力員宅へ通報するシステム貸与をしています。今後も引き続き、通報機器の取り付けや通報の協力体制を維持していきます。

⑥日中一時支援（日中ショートステイ）事業

障害者及び障害児の家族等の就労やレスパイトを目的として、障害者及び障害児に一時的な見守りや活動の場を提供し、家族等の日常生活を支援します。